

別表2：コースのカリキュラム

Time	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
08:30-09:00	Welcome/opening (30 min)	Review, Q & A (30 min)	Review, Q & A (30 min)	Review, Q & A (30 min)	Review, Q & A (30 min)	Review, Q & A (30 min)
09:00-09:30	Lecture 1: Rapid Response and Control of Foodborne Emergencies (30 min)	Lecture 10: Annual surveillance reports (30 min)	Lecture 16: Outbreak surveillance (30 min)	Lecture 19: Antibiotic resistance as a surveillance tool (30 min)	Lecture 22: Burden of illness (30 min)	Lecture 28: FOA/WHO Project for Enhancing FBD Surveillance (30 min)
09:30-10:00	Lecture 2: WHO Global Salm-Surv in Asia, Pre-test (30 min)	Lecture 11: Using integrated surveillance for attribution (30 min)	Lecture 17: Using outbreak surveillance for attribution (30 min)	Lecture 21: Risk Assessment (30 min)	Lecture 23: Burden of illness - Japan (30 min)	Plans of Action (30 min)
10:00-10:30	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)
10:30-11:00	Lecture 3: PulseNet Asia (30 min)	Abstracts 1-4: Cambodia, Japan, Lao, Philippines (1hr and 30 min)	Lecture 18: Activities in the Philippines (30 min)	Lecture 21: External Quality Assurance System and CDB(30 min)	Lecture 24: MyFoodNet (30 min)	Plans of Action (1 hr and 30 min)
11:00-11:30	Lecture 4: WHO Collaborating Center in Thailand (30 min)		Lecture 1-EPI: Study Design, MOA (30 min)	Lecture 3-EPI: Lessons learned, open discussion from Day 3(1 hour)	Abstracts 5-6: Korea, Vietnam (1 hr)	
11:30-12:00	Lecture 5: Thailand EIP Response Center (30 min)		Lecture 2-EPI Bias, Confounding (30 min)	Micro Lab-see addtl agenda	Micro Lab-see addtl agenda	
12:00-12:30	Lunch (1 hr)	Lunch (1 hr)	Lunch (1 hr)	Lunch (1 hr)	Lunch (1 hr)	Post-test & Evaluations (30 min)
12:30-13:00						Closing (30 min)
13:00-13:30	Lecture 6: CHES Presentation (30 min)	Lecture 12: Outbreak Investigation (30 min)	Case Study 1: Epi. Multistate Outbreak of <i>Yersinia enterocolitica</i> (12 hrs)	Case Study 2: Epi. Multistate Outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 (12 hrs)	Case Study 3: Epi. Multistate Outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 (12 hrs)	Case Study 4: Epi. Multistate Outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 (12 hrs)
13:30-14:00	Lecture 7: Laboratory-based surveillance (30 min)	Lecture 13: Outbreak Investigation-example 1 (30 min)				
14:00-14:30	Lecture 8: Integrated laboratory-based surveillance (30 min)	Lecture 14: Outbreak Investigation-example 2 (30 min)				
14:30-15:00	Lecture 9: Shigella, Typhi and Cholera Epidemiology (30 min)	Lecture 15: Botulism-microbiology and epidemiology (30 min)				
15:00-15:30	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)	Break (30 min)
15:30-16:00	Case Study 7: Epi. Multistate Outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 (12 hrs)	Case Study 8: Epi. Multistate Outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 (12 hrs)	Case Study 9: Epi. Multistate Outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 (12 hrs)	Case Study 10: Epi. Multistate Outbreak of <i>Escherichia coli</i> O157:H7 (12 hrs)	Lecture 25: Scientific writing-abstracts (30 min)	Lecture 26: Advocacy (30 min)
16:00-16:30					Lecture 27: Asian Foodborne Disease Surveillance Network (30 min)	Country Work Group 5 (30 min)
16:30-17:00						
17:00-17:30						
17:30-18:00	Country Work Group 1 (30 min)	Country Work Group 2 (30 min)	Country Work Group 3 (30 min)	Country Work Group 4 (30 min)		

筆者はLecture 21及び23を担当した。

緑色：参加各国からのプレゼン、ピンク色：ケーススタディ、黄色；国毎の活動、白色：講義

平成18年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）

「食品安全施策等に関する国際協調のあり方に関する研究」

分担研究報告書

国際規格採用過程における各国の対応と国際協調に関する研究

その5 Codex 規格等の国内及び地域レベルでの使用に関する調査研究

分担研究者 豊福 肇 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部主任研究官
窪田邦宏 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部研究員

研究要旨：Codex 規格等の国内及び地域レベルでの使用に関する情報を調べるため、2006年に開催されたCodexの各地域調整部会での作業文書、CRD及び報告書を調査した。

ほとんどの国が国内法規を作成する場合にCodex規格等をベースにすると回答していた。また、Codex規格等に調和させることの重要性が認識されていた。しかし先進国では、科学的なエビデンスがあればCodex規格等より厳しい規格を設定しうること及びそのエビデンスを科学的に証明できることの重要性が報告された。一方途上国からは、先進国に輸出する際にCodex規格等より厳しい規格を要求された経験が報告された。

Codexの課題として、異なる気象条件または地理的な条件の違いによる世界規模でのばらつきをどう対処するののかとの指摘があった。

A. 研究目的

昨年度の本分担研究において、Codex規格等の国内及び地域レベルでの使用に関し、アメリカ、カナダ、フランス、オーストラリア、ニュージーランド等の状況を調査した。今年度はその調査を拡大することを考えていたところ、Codexの各地域調整部会の議題として取り上げられ、この問題に対する各国の状況を調査するCircular Letterが回覧され、また実際に各地域調整部会の議題に取り上げられ、議論されたことから、

その内容を調査した。この背景としてはCodexにおいてacceptance procedureが廃止されたことに伴い、Codexの一般原則部会がWTOの協力のもと、Codex規格の使用に関するモニタリングを改善する必要性が生じたためである。

B. 研究方法

平成18年～19年2月に開催されたCodexの6地域調整部会での作業文書、CRD及び報告書を調査し、Codex規格等の

国内及び地域レベルでの使用に関する情報に関する報告を調査した。また、残留農薬の Codex MRLs と国内 MRLs の違いが第 38 回の Codex 残留農薬部会 (CCPR) で議論されたことから、その報告書及び第 39 回 CCPR の討議資料を検討した。

C. 研究結果 ならびに D. 考察

現在の WTO の SPS 協定の枠組みにおいて、ほとんどすべての国が Codex 規格及び関連テキスト（以下「Codex 規格等」という）を国内法規の基として使用、あるいは少なくとも新たな法規制を検討する際に検討の出発点にしていた。また、国内規格が存在しない場合には Codex 規格等を輸出入の reference にしていると報告していた国も少なくなかった。発展途上国等で自国の規格等が存在しない場合、または自国でリスクアセスメントに基づき規格等を策定できない場合には Codex 規格等を活用するのは食品の安全確保及び公正な食品貿易の推進上、非常に合理的と考えられた。事実、ほとんどの国内食品規格は Codex 規格等をそのまま採用していると報告していた国も多かった。しかし、途上国において、技術的な専門性がないため、Codex 規格等を国内規格に取り込むことが難しい（そのためにはスタッフのトレーニングまたは外部コンサルタントが必要）、あるいは国独自のニーズと Codex 規格等をあわせるのが困難と報告していた国もあった。また、食品衛生法規を調和させるベースとして Codex 規格等を利用することはできるが、国によっては衛生レベル等が異なるため、解釈や実施上の運用に齟齬が生じる可能性がいくつかの国で指摘された。

また、一部の途上国から、Codex 規格等に調和させているが、国際貿易において、より厳しい規格等を相手国から求められ、問題になった経験があり、Codex 規格等への調和を世界規模ですすめることを求める報告もあった。

また、Codex 規格等を採用したとしても、規格に適合していることを検査でモニターするための検査室の検査機器及び検査担当職員の能力に問題があると報告していた国もいくつかあった。

アフリカの地域調整部会において、Codex 規格等のうち、微生物規格が非常に限られている点が指摘された。

ヨーロッパ調整部会において、基本的に EC 規則に各国の食品安全法規は適合し、その過程で間接的に Codex 規格等は重要な役割を示すとされているが、現実には参考にされるという色合いが強かった。Codex 規格等と EU の食品安全法規はともに科学ベースであるので、あまり相違はなく、原則的には同一方向に収束するはずであるが、食品の摂取パターン、食品中の汚染量等科学的なエビデンスがある場合には相違は存在する可能性はあるとしている。

アジア調整部会では、国内規格を策定する際、Codex 規格等がベースになっているという原則論の報告が多かった他、国際貿易において、より厳しい規格等を相手国から求められ、問題になった経験、分析技術に進歩に検査室がコンスタントについて行くのが困難である、サーベイランス、分析、検査、認証及びリスクアナリシスの分野で人的及び経済的資源不足があるとの報告もあった。また、食品の安全性を向上させるため Codex 規格等を採用したが、国内の

人々の関心のなさが障害となったとの報告もあった。

中東の調整部会においても、多くの国は Codex 規格等を国内法規を作成するベースとして使用していた。また国際貿易において、より厳しい規格等を相手国から求められ、問題になった経験も報告された。また Codex 規格等は一般的な性質であるため、詳細のスペックを含んでいないこともあり、直接施行するのは困難であるとの指摘もあった。

北米南西太平洋地域調整部会において、オーストラリア及びニュージーランドから国際規格と異なる場合に科学的正当性を証明できることの重要性、気象条件または地理的な条件の違いによる世界規模での食品成分等のばらつきが重要な問題であるとの指摘があった。一方、太平洋の国々は国内規格を独自に設定する人的及び科学的な資源が欠けているため、Codex 規格等に非常に強く依存していることが報告された。

なお、Codex の残留農薬の MRLs と国内の MRLs の違いは第 38 回の Codex 残留農薬部会で議論になった (ALINORM 03/29/24)。ここでは Codex MRLs よりも厳しい (低い) MRLs を設定している国があること、Codex の MRLs は国際レベルでの調和を図る目的で政府機関が参加し相当の努力を払い設定しているにもかかわらず、Codex MRLs を考慮に入れずに異なる値の国内 MRLs を設定することは Codex の作業の価値を下げるものだと意見、オランダでは自国の MRLs を超えていても Codex の MRLs を超えていなければ摂取による懸念がなければ輸入は認めるとのコメント、しかし、そのような対応をしている

国は限られ貿易障害になっているとのコメント、途上国は複数の MRLs を考えなければならないとの意見、先進国の低い MRLs に適合しないが Codex の MRLs に適合しているのに輸出せずに国内で消費される事例、輸入者または流通業者が Codex MRLs よりも厳しい MRLs を課している事例等が報告された。この際には第 39 回同部会 (2007 年 5 月) に向けて、Codex MRLs がどのように国内で使用されているのか、討議資料を議長国のオランダが作成することになった。

オランダが作成した討議資料 (CX/PR07/39/10) によると、オランダで Codex MRLs を満たしているが国内 MRLs 違反が約 100 件、また Codex MRLs を満たすが EU MRLs を満たさない事例の約半分はオレンジ中の dimethoate とペッパー中の methamidophos の 2 つの農薬であることがわかった。この討議資料ではこの問題の程度と深刻さを評価するため、国内 MRLs と Codex MRLs を比較した情報をすべて集めるため、加盟国に対し Codex MRLs よりも低い国内 MRLs の情報を CCPR に報告するよう推奨している。この情報を第 40 回の CCPR 及び WTO の SPS 委員会において、この問題を解決するための検討の基礎にしたいとまとめられているが、どのように第 39 回の CCPR が判断するかは現時点では予想できない。

E. 結論

ほとんどの国が国内法規を作成する場合に Codex 規格等をベースにすると回答していた。また、Codex 規格等に調和させることの重要性が認識されていた。しかし、先

進国では科学的なエビデンスがあれば、Codex 規格等より厳しい規格を設定しうること及びそのエビデンスを科学的に証明できることの重要性が報告された一方、途上国からは先進国に輸出する際に Codex 規格等より厳しい規格を要求された経験が報告された。

ほとんどの国が原則論で回答しており、また、アジア調整部会で我が国が主張したように、残留農薬の MRL のような性質のものから、製品のトレーサビリティの原則のように、加盟国が状況に応じて適用する性質のものもあるため、単に Codex 規格等の使用・不使用について尋ねても、あまり意味がなく、Codex 規格等を使用していない場合の問題点を具体的に検討することも必要ではないかと考えられた。

また気象条件または地理的な条件の違いによる食品の成分等の世界規模でのばらつきが重要な問題であるとの指摘があった。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

①豊福 肇、窪田邦宏、森川馨、諸外国の Codex 活動における透明かつ積極的なステークホルダーの関与を促進するための Internet 活用の動向、国立医薬品食品衛生

研究所報告第 124 号(2006), 30-37

②豊福 肇 FAO/WHO 合同食品規格計画第 28 回魚類・水産製品部会概要報告 食品衛生研究 (2007)Vol.57 in press

2. 学会発表

①豊福肇、コーデックス委員会及び世界の動向

国立保健医療科学院 平成 18 年度特別課程食肉衛生検査コース

2006 年 6 月

②豊福 肇

コーデックス及び世界の動向

国立保健医療科学院 平成 18 年度特別課程食品衛生管理コース

2007 年 1 月

③豊福肇、第 38 回食品衛生部会

平成 18 年度コーデックス委員会活動報告会 2007 年 3 月

H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

添付 翻訳資料

コーデックス活動への参加を向上させる

FAO/WHO のトレーニングパッケージ

FAO

WHO

2005

分担研究者 豊福 肇
研究協力者 監訳 工藤春代（京都大学農学研究科 寄附講座「食と農の安全・倫理論」助教）
翻訳 第1節 蟹江恵（京都大学農学研究科大学院）
第2節 今泉晶・蟹江恵（同上）
第3節 小林千夏（同上）
第4節 鬼頭弥生（同上）

目次^{訳注}

iv	謝辞
v	はしがき
viii	要約
x i	略語

1	第1節：国内コーデックス活動の設置と維持
21	第2節：コーデックスの組織を理解する
105	第3節：国内コーデックス活動の基礎
153	第4節：コーデックス作業に対する科学的基礎

^{訳注} 目次の数字は、原文のページ数に対応する。

謝辞

FAOおよびWHOは、本トレーニングパッケージを開発する間、寛大にも専門知識を提供し、資料を分析したり、他の言語へ翻訳したりするのを助ける財政的な支援を提供してくれたことに対し、カナダおよびスイス政府に謝辞を述べたい。

はしがき

FAO、WHO と合同食品規格プログラム

コーデックス委員会[Codex Alimentarius Commission]（正式には国際食品規格委員会と訳されるが、ここでは通称をもちいることとする：訳注）は、消費者の健康を保護し食品貿易における公正な慣行を確保するための国際的な食品規格、指針および勧告を策定することを目的として FAO（国連食糧農業機関）および WHO（世界保健機関）によって設立されました。この「コーデックス規格[Codex Alimentarius]」または食品コードと呼ばれる食品規格の一群は、消費者、食品製造業者および加工業者、国の食品管理機関および国際食品貿易に対する世界的な参照点になりました。このコードは食品製造業者および加工業者の考えに多大な影響を与え、エンドユーザーである消費者の意識を高めました。その影響力はすべての大陸におよび、その公衆衛生および食品貿易における公正な慣行の保護への貢献は計り知れません。

コーデックス規格に採用される規格の作成責任は、コーデックス委員会およびその下部機関にあります。これらの規格は科学に基礎を置いたものであり、また FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）、FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）、FAO/WHO 合同微生物学的リスクアセスメント専門家会議（JEMRA）などの FAO と WHO により設立された合同専門家会議、あるいは、遺伝子組み換え食品のアレルギー誘発性評価のための FAO/WHO 合同専門家会議（2001 年）などの特別に設けられた専門家との協議によって提供された専門家の助言を考慮に入れて策定されたものです。

FAO と WHO もまた、自身の能力開発プログラムを通じてコーデックス委員会の活動を補完します。コーデックス規格を法律化する立場にあるためには、各国は適切な食品法とともに、それを実施しコンプライアンスを確保する能力を持った技術的および行政基盤を必要とします。長年にわたり、FAO と WHO は発展途上国がコーデックス委員会の取り組みを十分に活用できるように支援してきました。

本格的に参加し、そしてそのような参加を活用するために、コーデックス委員会の加盟国である各国は、それがどのように組織され機能しているかについての確かな知識を持ち、さらに、FAO と WHO が科学的な助言および能力開発プログラムの提供を通じて与えている支援を理解しなければなりません。また、強固な国内のコーデックス枠組みは、国内のコーデックスのプロセスを支援するだけでなく、国の食品安全コントロールシステムの強化にも貢献することが認識されています。このような状況において、FAO と WHO は本トレーニングパッケージを開発しました。

本トレーニングパッケージを用意するために利用された参考資料は、発行時に入手可能だったものです。コーデックス委員会およびその下部機関は定期的に会合しているため、トレーニングパッケージが更新される前に、より最新の資料が入手可能になるかもしれません。そのような情報はコーデックスのウェブサイト www.codexalimentarius.net で見つけることができるでしょう。

トレーニングパッケージの構成

本パッケージは2つの目的に役立ちます。まず、コーデックスの作業に参加するようになっている、またこの参加を支える国内の枠組みを構築しようとしている各国に対して利用される段階的な指針を与えます。次に、各国のニーズに合ったトレーニングプログラムを開発し、コーデックス委員会の作業への参加能力を高めようとする国によって用いられうる情報を提供します。本パッケージは、異なるテーマでグループ化され、関連する視覚教材の付いたモジュール形式で情報を確認し提供します。この構成は、トレーニングの主催者がトレーニング目的の達成に貢献するモジュールを選べるようにすることにより、特定国のニーズに合うトレーニングプログラムを開発する柔軟性を与えます。

本パッケージの使用方法

本パッケージは、大臣（閣僚）および／または政府高官で構成される限られた顧客に、要約された形式で情報を提供する必要がある個人の使用を主目的とし、またコーデックスおよび国際食品規格の設定プロセスについてトレーニングを提供する者を対象とします。これは、コンサルタント、国のコーデックス・コンタクト・ポイント、コーデックス作業への助言をまとめる責任を持つ食品産業の代表や消費者団体などのオブザーバー組織内の個人を含みますが、それらに限定されません。また、本パッケージ内の教材は、その他、コーデックス規格に基づいた国の食品安全システムの発展や強化にかかわる政策立案者や学識者にも役立ちます。

パッケージは、4つの節で構成されており、それぞれの節が共通のテーマを持ち、そのテーマに関連したいくつかのモジュールを含んでいます。それぞれのモジュールは概して以下のように構成されています：書類サンプルやケーススタディを含む、モジュールの題目についての印刷物；参考資料リスト；応用問題；視覚教材のための文章例。本パッケージには、視覚教材とその他の関連する参考資料が入ったCD-ROMが付いています。

本パッケージは、特定国のニーズに合うようトレーニングプログラムをカスタマイズする柔軟性を可能にするように設計されています。カスタマイズされたトレーニングプログラムを開発するにあたって、指導者は望ましい結果に対してのはっきりした考えを持たなければなりません。このことにより、指導者は、どの節および／またはモジュールが、トレーニング目的の達成に適切な教材を提供しているかを特定することができます。例えば、ある国におけるコーデックス・コンタクト・ポイントは、政府高官や大臣（閣僚）のコーデックスについての認識を高めるためのプレゼンテーションを作成する必要があるかもしれません。適切なモジュールからの情報を選ぶことによって、このコーデックス・コンタクト・ポイントは、コーデックス規格の一般的な性質や、その国のコーデックス規格のプロセスがどのように機能するのか、そしてコーデックスへの参加の重要性を強調する一助となる世界貿易機関（WTO）との関連を説明する発表プレゼンテーションを用意することができます。

本パッケージは、現場でのトレーニングにも適応できるツールとして編集されました。各モジュールは、参加者に資料を配る指導者が、一部あるいはすべてのモジュールを複製（コピーなど）することができるように開発されています。その上、各モジュールは、特定の状況に合うように指導者によって修正される、または修正されうるものとして使うことができる、視覚資料のための文章例[proposed text]が含まれています。関連した応用問題は、トレーニング目的を強化するために使用しても構いません。

開始する

導入となる第1節、「国内コーデックス活動の設置と維持」は、コーデックスに参加することを目的として国内の枠組みを設立するために取るべき第1段階のあらましを説明することを意図したものです。どの政府省庁が食品安全において本質的な役割を持つか、そして省庁がどのように連絡するのかを特定する重要性を含む、プログラムを確立する上で考慮されるべき事項を概説しています。本パッケージのこの部分は、国のコーデックス・コンタクト・ポイントやその国のコーデックスへの参加の開始と機能を支援するサポートスタッフとの直接の作業に対して主に作成されています。焦点はコーデックス・プログラムの最初の設置にあるものの、本節はまた、継続的な政府の支援を確保したり、追加資源を求めたりすることなどに役立つ一般的な支援情報も含んでいます。

残りの節は、コーデックス・コンタクト・ポイントを特定し、コーデックス・コンタクト・ポイントおよび国内のコーデックスの枠組みの機能を向上させたいと望んでいる各国におけるトレーニングの実施を対象としたものです。

第2・3節は、幅広い読者のために考案されているものの、コーデックス・コンタクト・ポイントやそのサポートスタッフを含む、その国のコーデックス・プログラムの運営に携わる人々が学ぶべきものです。

第2節（「コーデックスの組織を理解する」）は、コーデックス規格について、そしてコーデックス委員会がその規格設定作業に取り組むためにどのように組織されているかについての一般的な予備知識を提供しています。本節はコーデックス委員会とその下部機関の構造、その下部機関への委任事項、規格作成プロセス、そして下部機関の会議における手続きの概要を対象としています。

第3節（「国内コーデックス活動の基礎」）は、国レベルでのコーデックス活動に関する情報を提供しています。本質的な権限をもつ政府省庁や部局が国のコーデックス・プログラムに参加する必要性を取り上げています。コーデックス・コンタクト・ポイントおよび国内のコーデックス組織が詳細に検討され、国の代表団を形成する基準が提案され、そして代表団の責務が特定されています。また、国内での協議プロセスを発展させる手引きも、国の見解を作成する手引きと同様に提供されています。本節は、コーデックスへの参加とは会議への出席ではなく、作業文書の検討や、適切な協議、書面によるコメントの準備などの、会議に出発する前の多くの活動を意味するということを強調しています。

第4節（コーデックス作業に対する科学的根拠）は、コーデックス規格の策定における科学的・その他の専門家の助言の活用についての情報を提供しています。常設の専門家組織（JECFA や JMPR など）、JEMRA や特別専門家会議の役割と機能、そしてさまざまな種類の専門家の助言の入手可能性を対象としています。本節の焦点は、コーデックスで用いられるリスクアナリシスの用語について、そしてさまざまな科学的助言機能がどのように働いているのかについての情報を与えることにありますが、リスクアナリシスの実施方法に関する手引きを提供することを目的としていません。加盟国向けの国レベルでのリスクアナリシス実施の手引きは、FAO/WHO の **Food safety risk analysis – An overview and framework manual**（「食品安全リスクアナリシス—概観および枠組みマニュアル」）において提供されています。

要約

第1節 国内コーデックス活動の設立と維持

モジュール 1.1 / なぜわが国はコーデックスに参加しなければならないのか

各国がコーデックス委員会に参加する重要性および FAO/WHO 地域調整部会の重要な役割について概説している。

モジュール 1.2 / わが国がコーデックスに参加したい場合、何が必要か

国がコーデックスに参加するかどうか決定する際に講じられるべき措置の概要を説明し、誰が意思決定プロセスに参加すべきかを提案し、そして国がどのようにして加盟国になるかについての手引きを提供している。

モジュール 1.3 / どんな資源が必要なのか

各国が最小限必要な資源を決定するのを助ける。

モジュール 1.4 / わが国がコーデックス作業に参加するには何から始めるべきか

国内のコーデックス部会／組織や、他のコーデックス・コンタクト・ポイント、とりわけ同地域内の他のコーデックス・コンタクト・ポイントとの調整やネットワーク形成に関する問題を扱い、各国が、どの省庁が国のコーデックス・プログラムの実施に携わるべきかを特定するのを助ける。

第2節 コーデックスの組織を理解する

モジュール 2.1 / コーデックス：歴史的観点

食品規格設定についての、そしてコーデックス委員会の設置についての小史を提供する。

モジュール 2.2 / コーデックスとは何か

コーデックス委員会の権能を概観し、主要な規則、とりわけ会員資格（メンバーシップ）と手続きの規則に関するものを検討する。

モジュール 2.3 / コーデックスはどのように組織されているか

コーデックス委員会の組織構成、執行委員会、事務局の役割、機構内のさまざまな種類の部会に目を向ける。

モジュール 2.4 / わが国はどの部会に参加すべきか

トレーニングが実施される国にとって最も重要なコーデックス諸部会／特別部会の特定およ

び優先順位付けを手助けするために考案された応用問題とともに、多様な下部機関の委任事項を概観する。

モジュール 2.5 / コーデックス部会はどのように機能するか

手続きの規則の概要を説明し、コーデックス委員会の下部機関の会合の構成に関するホスト国の責務を明らかにし、そして各国が議論にどのように参加するかなど会議の開催についての情報を提供する。

モジュール 2.6 / コーデックスはどのように規格を策定するか

5 ステップおよび 8 ステップの策定プロセスの概要を説明している。

モジュール 2.7 / コーデックス文書を理解する

目的はコーデックス文書を分かりやすく説明することである。ALINORMS、回覧状、そしてコーデックス文書の付番システムが説明されている。

モジュール 2.8 / コーデックス規格にフォーマットは存在するか

コーデックス規格に用いられているフォーマットおよび標準的なフォーマットを用いることの利点を、トレーニング参加者が自国の経済に重要な製品に関する商品規格案を作成する応用問題とともに概説している。

モジュール 2.9 / コーデックス委員会とコーデックス規格との違いは何か

コーデックス規格の範囲および性質の概要を説明している。

モジュール 2.10 / コーデックス規格と WTO の関係はどのようなものか

コーデックスと、世界貿易機関 (WTO) の衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS 協定) および貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定) との関連を概説している。

第 3 節 国内コーデックス活動の基礎

モジュール 3.1 / 国内のコーデックス・コンタクト・ポイントの機能

国内のコーデックス・コンタクト・ポイントの中心的な機能の概要を説明している。

モジュール 3.2 / コーデックス問題についての国の見解をどのように作成するか

コーデックス関連問題についての国の見解を作成する手引きを、書面によるコメントの用意と提出に重点を置いて提供する。また、国内のコーデックス調整体制 (例: コーデックス国内委員会) に関連した問題および効果的な協議の必要性も取り上げる。国の見解を作成することについての応用問題が含まれている。

モジュール 3.3 / 国の代表団を選定するために考慮すべき事項

代表団を率いる個人、そしてもし適切であれば、また資源が入手可能であれば、代表団団長の助言者となる役割を務める人の選定を手助けする手引きおよび基準を提供している。

モジュール 3.4 / コーデックス文書を整理する

コーデックス文書の受領と保管について取り上げ、またコーデックス規格と国の法令の策定との関連を示している。

モジュール 3.5 / コーデックス規格の実施あるいは利用を支援するために、FAO および/あるいは WHO は何を提供しているのか

国の食品安全法、または国の食品コントロールシステムの整備の基礎としてのコーデックス規格の利用を考察している。適切な能力開発の活動が確認されている。

第 4 節：コーデックス作業に対する科学的基礎

モジュール 4.1 / コーデックスの枠組みにおけるリスクアナリシス

科学的基礎に基づいた規格設定プロセスを支えるコーデックス委員会により採択された、科学的原則の概要を説明し、コーデックス文書に見られる主要なリスクアナリシスの用語を提供している。

モジュール 4.2 / 専門家の科学的助言の要請、助言へのアクセス、貢献

各国がどのようにリスクアセスメントの結果を入手しうるのか、および/あるいは、各国がどのようにリスクアセスメントにインプットを提示しうるのかについての情報を提供している。さらに、各国がどのように自国に関係する問題についてのリスクアセスメントを要請しうるのかについての手引きが与えられている。

モジュール 4.3 / FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA)

JECFA の役割と機能の概要について説明している。

モジュール 4.4 / FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR)

JMPR の役割と機能の概要について説明している。

モジュール 4.5 / FAO/WHO 合同微生物学的リスクアセスメント専門家会議 (JEMRA)

JEMRA の役割と機能の概要について説明している。

注：コーデックス委員会は、その多様な下部機関を通じて、規格、推奨される実施規範および

指針を策定している。特に明記しないかぎり、このトレーニングパッケージでは「規格 **[standards]**」という用語は、コーデックス委員会によって作成されたすべての種類の文書を含む総称的な意味で用いることとする。

略語一覧

ADI	一日摂取許容量 (Acceptable daily intake)
CAC	コーデックス委員会 (Codex Alimentarius Commission)
CCEXEC	コーデックス委員会執行委員会 (Executive Committee of the Codex Alimentarius Commission)
CCAFRICA	FAO/WHO アフリカ地域調整部会 (FAO/WHO Coordinating Committee for Africa)
CCASIA	FAO/WHO アジア地域調整部会 (FAO/WHO Coordinating Committee for Asia)
CCCPC	コーデックス委員会ココア製品・チョコレート部会 (Codex Committee on Cocoa Products and Chocolate)
CCCPL	コーデックス委員会穀物・豆類部会 (Codex Committee on Cereals, Pulses and Legumes)
CCEURO	FAO/WHO ヨーロッパ地域調整部会 (FAO/WHO Coordinating Committee for Europe)
CCFAC	コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会 (Codex Committee on Food Additives and Contaminants)
CCFFP	コーデックス委員会魚類・水産製品部会 (Codex Committee on Fish and Fishery Products)
CCFFV	コーデックス委員会生鮮果実・野菜部会 (Codex Committee on Fresh Fruits and Vegetables)
CCFH	コーデックス委員会食品衛生部会 (Codex Committee on Food Hygiene)
CCFICS	コーデックス委員会食品輸出入検査・認証制度部会 (Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification Systems)
CCFL	コーデックス委員会食品表示部会 (Codex Committee on Food Labelling)
CCFO	コーデックス委員会油脂部会 (Codex Committee on Fats and Oils)
CCGP	コーデックス委員会一般原則部会 (Codex Committee on General Principles)
CCLAC	FAO/WHO ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (FAO/WHO Coordinating Committee for Latin America and the Caribbean)
CCMAS	コーデックス委員会分析・サンプリング方法部会 (Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling)
CCMH	コーデックス委員会食肉衛生部会 (Codex Committee on Meat Hygiene)
CCMMP	コーデックス委員会乳・乳製品部会 (Codex Committee on Milk and Milk Products)
CCNASWP	FAO/WHO 北アメリカ・南西太平洋地域調整部会 (FAO/WHO Coordinating Committee for North America and the Southwest Pacific)
CCNEA	FAO/WHO 近東地域調整部会 (FAO/WHO Coordinating Committee for the Near

	East)
CCNFSDU	コーデックス委員会栄養・特殊用途食品部会 (Codex Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses)
CCNMW	コーデックス委員会ナチュラル・ミネラル・ウォーター部会 (Codex Committee on Natural Mineral Waters)
CCPFV	コーデックス委員会加工果実・野菜部会 (Codex Committee on Processed Fruits and Vegetables)
CCPR	コーデックス委員会残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues)
CCRVDF	コーデックス委員会食品残留動物用医薬品部会 (Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods)
CCS	コーデックス委員会糖類部会 (Codex Committee on Sugars)
CCVP	コーデックス委員会植物タンパク質部会 (Codex Committee on Vegetable Proteins)
CL	回覧状 (Circular letter)
CRD	会議室書類 (Conference room document)
ECE	(国際連合) 欧州経済委員会 (Economic Commission for Europe (of the United Nations))
FAO	国際連合食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization of the United Nations)
GATT	関税と貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade)
IPCS	国際化学物質安全性計画 (International Programme on Chemical Safety)
IPPC	国際植物防疫条約 (International Plant Protection Convention)
JECFA	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives)
JEMRA	FAO/WHO 合同微生物学的リスクアセスメント専門家会議 (Joint FAO/WHO Expert Meetings on Microbiological Risk Assessment)
JMPR	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residues)
MRL	最大残留基準値 (maximum residue limit)
NCC	コーデックス国内委員会 (National Codex Committee)
OECD	経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development)
OIE	国際獣疫事務局 (World Organisation for Animal Health、Office International des Epizooties)
SPS 協定	衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)
TBT 協定	貿易の技術的障害に関する協定 (Agreement on Technical Barriers to Trade)
UN	国際連合 (United Nations)

WHO 世界保健機関 (World Health Organization)
WTO 世界貿易機関 (World Trade Organization)

第1節

国内のコーデックス活動を設立し維持する

目次

3 はじめに

4 モジュール 1.1 / なぜわが国はコーデックスに参加しなければならないのか

4 なぜ各国はコーデックスに参加しなければならなくなったのか

5 国はコーデックスにどの程度関与すべきなのか

6 政策立案者に説明する

7 モジュール 1.2 / わが国がコーデックスに参加したい場合、何になされるべきか

7 ステップ 1 – 適切かどうかを決定する

7 ステップ 2 – 支援

8 ステップ 3 – コーデックス・コンタクト・ポイントを確認する

11 ステップ 4 – 加盟の申請をする

9 ボックス 1.2.1 / 加盟届用紙

12 モジュール 1.3 / どんな資源が必要なのか

12 コーデックス・コンタクト・ポイント

12 コーデックス・コンタクト・ポイントに対する行政支援

13 インフラストラクチャー

14 モジュール 1.4 / わが国がコーデックス作業に参加するには何から始めるべきか

14 他の政府省庁と接触する

14 産業界と接触する

15 消費者と接触する

15 国内における連携を高めるための機構を創設する

15 コーデックス・ワークショップを行う

16 報告書を配布する

16 書面によるコメントの提出を開始する

16 地域の連絡窓口／連絡網（ネットワーク）を形成する

17 政府高官に対する定期報告の準備を行う

19 視覚教材